

Ⅱ 各論

第1章

自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして
(都市整備分野)

用語解説

*1

都市計画マスタープラン

都市計法に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市議会の議決を経て定めた「基本構想」や東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。これにより、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする。(平成23年3月改定)

*2

市街化区域

都市計画法に基づき指定する都市計画区域(本市では、日の出町とともに「秋多都市計画区域」を指定)について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、この区域を市街化区域と市街化調整区域に分けている。このうち市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を進める区域であり、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域からなり、用途地域の指定を行い、土地利用を規制することで、良好な都市環境の市街地を形成する。

*3

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定する都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

*4

圏央道

正式名称は「首都圏中央連絡自動車道」。神奈川県横浜市金沢区から東京都・埼玉県・茨城県を經由し、千葉県木更津市に至る都心からおおむね半径40-60kmの位置を環状に結ぶ高規格幹線道路。

第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進

課題と基本方針

計画的な土地利用の推進や住環境の整備、市街地の整備は、将来都市像「人と緑の新創造都市」の舞台としてふさわしいまちづくりの根幹となるものです。市では、都市づくりの具体性ある将来像や都市づくりの整備の方針などを明らかにした都市計画マスタープラン^{〔*1〕}に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。

既存の市街地のうち、用途が混在している地区や都市基盤等が未整備の地区等については、より安全・快適でゆとりある住環境の整備のため、都市基盤整備を推進することが課題となっています。このため、計画的に市街化区域^{〔*2〕}への編入を進めるとともに、土地区画整理事業や地区計画の導入など、地域住民の理解と協力の下での計画的な事業の推進が求められます。

自立性の高い都市づくりに向け、住機能、産業系機能、緑環境等が適正に配置された魅力的な新市街地の形成を図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適でゆとりある都市づくりを進めます。

施策の方向

1 計画的な土地利用の推進

① 都市計画マスタープランの推進【主な施策】

まちづくりを計画的に進めるため、都市計画マスタープランを推進します。

② 市街化区域への編入の推進【主な施策】

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりを実現するため、新市街地を形成する地区や既存集落については、道路、下水道等の都市施設の整備状況を勘案し、計画的に市街化調整区域^{〔*3〕}から市街化区域への編入を推進します。

③ 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

【主な施策】

圏央道^{〔*4〕}あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 住宅マスタープランの推進

良質な住宅、魅力的な住環境を形成するため、住宅マスタープラン[*5]を推進します。

② 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設、一定規模以上の開発行為等の宅地開発事業等に対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等[*6]との調和を図るよう、必要な指導を実施します。

③ 地籍調査事業の推進

地籍[*7]の明確化と土地情報の整備・充実を図るため、地籍調査事業を推進します。

④ 二宮地区の地区計画による基盤整備の推進

二宮地区は、地区計画[*8]による道路等の基盤整備を推進します。

⑤ 市営住宅ストック総合活用計画の推進【主な施策】

市営住宅の維持・活用・更新を図るため、市営住宅ストック総合活用計画[*9]（市営住宅長寿命化計画）を推進します。

3 市街地の整備

① 土地区画整理事業による新市街地の形成【主な施策】

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により新市街地の形成を図ります。

② 新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換が望まれる地区は、新市街地の形成を図ります。

*5 住宅マスタープラン

国や東京都、更には市民や民間事業者との役割分担を踏まえ、まちの特性に応じた住宅・住環境づくりなどの住宅政策について、都市計画や福祉などの施策と整合させながら、総合的、体系的に進めていくための基本的な方針。（平成13年3月策定）

*6 公共・公益施設等

あきる野市宅地開発等指導要綱に基づく施設等で、道路、公園・緑地、給水施設、排水施設、消防水利施設、保安施設、駐車施設などのこと。

*7 地籍

土地の戸籍（所有者、地目、面積、所在）のこと。

*8 地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて、道路・公園等の位置や建築物等のルールなどを都市計画に位置付けて、まちづくりを進める手法。

*9 市営住宅ストック総合活用計画

現在の市営住宅について、建て替え、改善、維持保全などの適切な整備の手法を選択することにより、より有効に活用するための長期的な計画。（平成22年3月策定）

用語解説

*1

ふるさとの緑地保全条例

緑の保全と緑化の推進を図ることにより、全ての市民が健康で快適な生活を営み、自然と生活が調和した環境を将来に引き継いでいくことを目的とした条例。

*2

緑の基本計画

都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。樹林地、草地、水辺地など、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や実施する施策を定める。(平成12年3月策定)

*3

都市環境条例

美しいまちなみと、潤いと親しみのある都市環境の保全と創造、健全な市民生活の確保を図ることにより、魅力あるまちづくりを進めることを目的とした条例。

*4

都市環境形成基準

都市環境条例に基づき、歴史上、自然景観上特徴ある地域等を都市環境形成地域に指定したときに定める都市環境の形成のための基準。整備、開発、保全の方針、建築物等、広告物の設置、土地の形質のそれぞれに関する事項のうち必要なものを定める。

*5

景観ガイドライン

良好な都市景観の形成を目的として、建築物等の高さや屋根の形状や形態、色彩などを規制、誘導するための具体的な指針。

*6

アダプト制度

身近な公共空間である道路、公園、河川などについて、市が地域住民や地元企業等と定期的に美化活動を行うことを契約する制度。地域住民などは、ボランティアで活動に参加し、市はその活動に対して一定の支援を行う。

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

課題と基本方針

市の緑の総量は、約5,100ha(市域の約70%)に及んでおり、その大半が丘陵部や山地の森林、農地です。一方、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。崖線部にある約65haの樹林(崖線緑地)は非常に特色ある緑であり、貴重な存在です。また、公園等の施設においても、緑の確保が進んでいます。

緑は、多様な機能を持ち、なくてはならないものであり、ふるさとの緑地保全条例[*1]に基づき、全ての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来に引き継いでいくための取組を進めてきました。さらに、緑の基本計画[*2]により、総合的かつ計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図ります。

また、公園の整備や管理の充実を図り、市民にとって身近で気軽に利用できる公園づくりを進めるとともに、市民が快適な生活を送ることができる良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組めます。

施策の方向

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑の基本計画の推進【主な施策】

計画的に緑の保全と創出を図るため、緑の基本計画を推進します。

② 都市景観ガイドラインの策定

適切な景観形成の誘導を図るため、都市環境条例[*3]に基づく都市環境形成基準[*4]等を含む景観ガイドライン[*5]を策定します。

③ 公園緑地等の維持管理における市民参加の推進

市民に親しまれ、魅力ある安全な公園・緑地の機能を有効に発揮させるため、市民の意見や活力を最大限に活用したアダプト制度[*6]等の導入により、公園緑地等の維持管理における市民参加を推進します。

2 公園・緑地の整備保全

① 公園・緑地の計画的な整備【主な施策】

緑の基本計画に基づき、街区公園[*7]、近隣公園[*8]等の身近な公園を適正に配置するとともに、運動公園や風致公園[*9]、都市緑地[*10]等を計画的に整備します。

② 崖線の緑地の保全

秋川、平井川等の河岸段丘に残された良好な緑である崖線の緑地の保全を図ります。

一方、崩落の危険性のある場所では、市民の生命・財産を守るため、対策工事を進めます。

③ 各都立自然公園の遊歩道や休憩施設等の整備の促進

羽村草花丘陵、秋川丘陵及び滝山の各都立自然公園[*11]は、市民が自然に親しめるよう遊歩道や休憩施設等の整備を促進します。

■市内の都市公園等の状況

(平成23年2月1日現在)

都市公園					
総数		市立公園		都立公園	
数	面積	数	面積	数	面積
33	229,486㎡	32	181,039㎡	1	118,447㎡

都市公園以外の公園(市立)			
街区公園		その他の公園	
数	面積	数	面積
0	—	33	33,914㎡

*7

街区公園

主に街区に居住する者が利用することを目的に、誘致距離250mの範囲内で1か所当たりの面積が0.25haを標準として配置する公園。

*8

近隣公園

主に近隣に居住する者が利用することを目的に、誘致距離500mの範囲内で1か所当たりの面積が2haを標準として配置する公園。

*9

風致公園

散歩、休憩、鑑賞などにより、樹林や水辺地などの優れた風致を味わい楽しむことができるように配置する公園。

*10

都市緑地

都市の自然的環境の保全や改善、都市景観の向上を図るため、0.25haを標準として配置する緑地。

*11

自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、住民の保健、体育、教化のために指定する公園。

用語解説

*1

幹線道路

都市の骨格的な道路網を形成する道路。

*2

生活道路

通学、買物などの日常生活に使われる道路。

*3

公共交通機関

鉄道やバスなど、不特定多数の人が利用する交通機関。

*4

都市計画道路

都市計画で定める都市施設のうち、都市計画決定された道路。都市の骨格を形成するとともに、都市の自動車交通体系の根幹となる。

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

課題と基本方針

道路、交通、上・下水道等の都市基盤は、毎日の市民生活や産業活動に欠かせないものであり、安全で快適に利用できることが求められます。

道路については、市内外を結ぶ幹線道路^{〔*1〕}、地区の幹線道路、生活道路^{〔*2〕}など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが課題となっています。

公共交通機関^{〔*3〕}であるJR五日市線については、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められるため、関係機関との協議や要望活動などを行っていきます。また、路線バスの利便性の確保に努めていくとともに、交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の交通手段を確保するため、地域内公共交通に対する取組を進めます。

上水道については、緊急時における供給に向け、東京都水道局と連携し、体制や施設の整備を進める必要があります。下水道（汚水）については、市街化調整区域内の認可区域の整備を進めます。また、雨水については、地下への浸透処理の促進等に取り組みます。

施策の方向

1 道路の整備

① 圏央道建設の促進

圏央道全体事業の早期完成を促進します。

② 圏央道インターチェンジへの接続道路整備の促進

国道411号線、都市計画道路^{〔*4〕}（秋3・4・6号線）など、東京都が行う圏央道インターチェンジへの接続道路の整備を促進します。



圏央道あきる野IC附近

用語解説

*5

バリアフリー

高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。

*6

共同溝

電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて道路などの地下に埋設するための設備。

*7

橋りょう

橋のこと。

*8

市内循環バス

市では、公共交通不便地域の解消や高齢者を始めとする市民の公共施設等への交通手段の確保を図るため「るのバス」を運行。利用料金は、全区間一律100円(小学校入学前の子どもは無料)



るのバス(市内循環バス)

③ 道路のバリアフリー化の推進【主な施策】

道路利用者の安全確保を図るため、駅周辺を始めとする道路のバリアフリー[*5]化を推進します。

④ 都市計画道路の整備の推進

市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路の建設を促進します。

⑤ 地域の幹線道路の整備の推進【主な施策】

交通利便性の向上を図るため、都市計画道路間を結ぶ連絡道路として、地域の幹線道路の整備を推進します。

⑥ 広域幹線道路への共同溝設置の促進

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、広域幹線道路への共同溝[*6]の設置を促進します。

⑦ 橋りょうの維持管理・更新の推進【主な施策】

橋りょう[*7]の長寿命化を図るため、計画的、予防的な維持管理・更新を推進します。また、老朽化した橋りょうの整備を促進します。

⑧ 道路の緑化の推進

都市景観の向上や潤いのある歩行者空間の確保を図るため、歩道への植栽など、道路の緑化を推進します。

⑨ 生活道路の拡幅整備の推進【主な施策】

生活に密着した狭あいな生活道路は、市民の協力を得て、4.5メートル以上の幅員への拡幅整備を推進します。

⑩ 私道の整備の推進

一定の要件に適合する私道は、生活環境の向上を図るため、舗装などの整備を推進します。

2 交通体系の整備

① 市内循環バス等の運行

交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の通院、買物等への交通手段を確保するため、市内循環バス[*8]の運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。

用語解説

*1

地下水のかん養

雨水や河川水が地下浸透して地下水として蓄えられること。地下水かん養は、道路冠水・家屋の浸水・河川洪水の防止、地盤沈下や地下水塩水化の防止、地下水資源の確保、湧水やせせらぎの復活などの自然環境の機能回復、地中温度の上昇(ヒートアイランド現象)の防止などに効果がある。

*2

応急給水施設

大地震などが発生し、断水などにより飲料水の確保が困難となった場合に、飲料水を配布する施設。

② JR五日市線の改善及び複線化の促進【主な施策】

JR五日市線の利用者の利便性・安全性の向上を図るため、駅施設や運行体制の改善とともに、複線化を促進します。



新しくなった武蔵増戸駅(平成23年3月)

3 上・下水道の整備

① 雨水対策の推進【主な施策】

地下水のかん養[*1]、河川の水量確保とともに、災害の防止を図るため、地下浸透などの雨水対策を推進します。

② 水道水の安定供給の確保

東京都水道局との連携を図り、水道施設の整備の充実と水道水の安定供給の確保を促進します。

③ 応急給水施設の整備の推進

地震による大規模災害を想定し、新たな応急給水施設[*2]の整備を推進します。

④ 下水道整備の推進

市街化調整区域のうち、人口が密集している区域を優先して下水道整備を推進します。

⑤ 下水道の緊急対応の充実

監視システムや緊急体制の整備など、下水道施設の増大に伴う施設の緊急時対応の充実を図ります。

⑥ 雨水排水幹線の整備の推進

大雨による浸水被害を防止するため、雨水排水幹線の整備を推進します。

⑦ 下水道整備区域における下水道利用の促進

下水道整備区域の未接続家屋者に対し、個別勧奨を行うなど、下水道利用を促進します。

⑧ 定期的な水質調査や指導等の実施

工場・事業場からの排水について、定期的な水質調査や指導等を実施します。